

一般社団法人北九州緑化協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北九州緑化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、造園業の技術及び経営の近代化を図るとともに、自然環境の改善や緑化の推進のための活動を行い、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 造園業の健全な育成、発展のための調査研究及び立案並びにこれらに関連する技術向上に関する事業
- (2) 自然環境及び造園施工等の知識及び技能の習得に関する事業
- (3) 自然環境の改善及び緑化の増進に係る啓発に関する事業
- (4) 関係官庁及び関係団体等との連携に関する事業
- (5) 公園・緑地等の維持管理等に係る受託に関する事業
- (6) 施設等の貸与その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同し、建設業法(昭和24年法律第100号)による許可を受け、主として造園業を営み、かつ、北九州市内に事業所を有する者
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した者

(会員資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会手続に従い、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費等の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

2 会員が、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等に関する規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知をしなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 社員総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法における代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員及び名誉会員から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要と認めるときは会員以外からも選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、会務を処理する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利

義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤及び会員外の理事並びに会員外の監事に対しては、その職務の対価として報酬等を支給することができる。

2 前項ただし書の規定により支給する報酬等の額は、社員総会の決議により定める役員報酬等の規程による。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、前項に定める規程による。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、役員一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任の額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長等)

第28条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び相談役(以下「名誉会長等」という。)を置くことができる。

2 名誉会長等は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長等は、理事会において選任する。

4 名誉会長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。
(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りでない。
(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
2 委員会の委員は、理事会において選任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。
3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長および重要な職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

第10章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、会長が理事

会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人北九州緑化協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人北九州緑化協会の諸規程等は、一般社団法人北九州緑化協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 この法人の最初の代表理事(会長)は水野貞明とし、専務理事は石田紘一郎とする。
- 6 第27条および第46条は、平成25年7月4日(定款変更登記の日)から施行する。
- 7 この定款は、令和元年6月12日(令和元年度定時社員総会の承認のあった日)から施行する(第2条改正)。